## 災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書

福岡県(以下「甲」という。)、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会(以下「乙」という。) 及び災害支援ふくおか広域ネットワーク(以下「丙」という。)は、NPO等のボランティア 団体による災害ボランティア活動の連携支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、平時及び災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、NPO等のボランティア団体による活動が円滑かつ効果的に行われ、もって、被災者及び被災地の復旧・復興支援に寄与することを目的とする。

## (対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち 災害救助法が適用される大規模災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、甲、乙 及び丙が協議のうえ対象とすることができる。

## (平時の連携・協力)

- 第3条 甲、乙及び丙は、平時から、次に掲げる事項について相互に連携・協力に努めるものとする。
  - (1) 信頼関係を構築するための顔の見える関係づくり
  - (2) 各主体が行う研修、啓発への協力
  - (3) 災害後の災害ボランティア活動の検証と課題の共有
  - (4) 災害時に備えた取り決めの確認
  - (5) その他目的達成のために必要な事項

## (災害時の連携・協力)

- 第4条 甲、乙及び丙は、災害時において、速やかに情報共有会議を開催し、次に掲げる事項について相互に連携・協力に努めるものとする。
  - (1) 速やかかつ能動的な被災者全体の状況把握、情報の集約及び発信
  - (2) 自らの活動状況及び予定に関する情報の提供
  - (3) 発災直後からの避難所等における被災者への支援
  - (4) ボランティアバスの運行
  - (5) 一般ボランティアとNPO等のボランティア団体との総合調整
  - (6) その他目的達成のために必要な対応
- 2 甲及び乙は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、NPO等のボランティア団体による支援の重複や漏れの調整を行うとともに、行政及び被災者支援に関わる者に対し有する経験及びノウハウの提供に努めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及 び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月24日

甲:福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県

代表者 福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

乙:福岡県春日市原町3丁目1番地7 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

代表者 会長 小川 弘毅

丙:福岡県福岡市中央区天神5丁目5-8-3B ふくおかNPOセンター内 災害支援ふくおか広域ネットワーク

代表者 会長 藤澤 健児